

## 京都市と公益財団法人産業雇用安定センターとの 地域企業・担い手交流促進事業に関する連携協定書

京都市（以下「甲」という。）と公益財団法人産業雇用安定センター（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域企業における担い手（人材）交流を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力を深め、大企業から中小企業へなどの「在籍出向」という新たな担い手確保や育成の方法を地域企業に提案し、担い手交流を促進することで、企業間の連携強化を図り、もって京都経済の活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる協力内容に取り組むものとする。具体的な事業実施の内容及び時期等については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

- （1） 送出企業及び受入企業の開拓に関すること
- （2） 送出企業及び受入企業間のマッチングに関すること
- （3） 送出企業及び受入企業のフォローアップに関すること
- （4） その他、地域企業における担い手交流の促進に関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1箇月前までに、甲又は乙が特段の申し出を行わないときは、有効期限が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（個人情報保護）

第5条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため収集・取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項の規定による。以下、「個人情報保護法」という。）について、個人情報保護法のほか甲及び乙がそれぞれ定める個人情報保護に関する規則・規程に基づき適切に取り扱うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印のうえ、双方各1通保有する。

令和元年7月29日

甲：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市長

乙：東京都江東区亀戸2-18-10  
公益財団法人産業雇用安定センター  
理事長